

仮想サーバーインポートサービス（β版）の利用に関する規則

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）が提供する仮想サーバーインポートサービス（β版）（以下、「本サービス」という。）の内容やその申込方法等については、この仮想サーバーインポートサービス（β版）の利用に関する規則（以下、「本利用規則」という。）で定めています。

第1条（趣旨）

当社は、「GMOクラウドPrivateサービス」（以下、「基本サービス」という。）を利用しているか利用する見込みのお客さま（以下、総称して「お客さま」という。）が、特に希望する場合に限り、基本サービスのオプションサービスとして本サービスを提供します。

第2条（本サービスの申込）

1. お客さまは、申込書により申し込む方法により本サービスを申し込むものとします。お客さまは、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印（電子印鑑を含む。）のうえ、これを当社に提出してください。
2. 本サービスの申込の前に、必ず本利用規則の内容を確認してください。当社は、本利用規則の内容の全部又は一部を承諾しない方については、本サービスの申込及び利用をお断りしますので、その場合には申込書の提出を行わないでください。

第3条（本サービスの内容）

1. 当社は、お客さまの仮想マシン（以下、「仮想マシン」という。）を基本サービスのクラウド環境内のお客さま向けトライアル環境へインポートする作業及び基本サービスにおいてお客さまに提供している仮想基盤（以下、「お客さま仮想基盤」という。）へインポートする作業（以下、総称して「本件作業」という。）をお客さまに代わって行うサービスを提供します。
2. 仮想サーバーインポートのオプションサービスとして、仮想サーバーインポート向けのデータ移送用HDDの貸し出しサービス（以下、「HDD貸出オプション」といい、本件作業と併せて「本サービス」という。）を提供する場合があります。
3. 本サービスの詳細は、当社のウェブサイト又は当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定めるものとします。

第4条（料金）

1. 本サービスは原則として無償とします。ただし、本サービスの費用の一部をお客さまに負担していただく場合があります。その詳細は、当社のウェブサイト又は当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定めるものとします。
2. 当社は、前項により定めた料金を変更することがあります。変更された料金は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに開示します。

第5条（本件作業を実施する時期）

当社は、仮想マシンを出力したデータ（以下、「データ等」という。）が格納されたHDD受領後すみやかに本件作業を開始します

第6条（HDDの送付等）

1. お客さまは、当社と合意した日までに、データ等を、当社がお客さまに送付したHDD貸出オプション対象のHDD（以下、「貸与HDD」という。）又はお客さまが用意したHDD（以下、「お客さまHDD」という。）に格納して、当該HDDを当社に送付してください。HDDを当社に送付する費用

はお客さまのご負担となります。

2. 当社は、貸与HDDに関して以下に定める事由が生じた場合、お客さまに対して当社の損害の賠償を請求する場合があります。
 - (1) お客さまが貸与HDD発送後、相当期間が経過しても貸与HDDが当社に届かない場合。
 - (2) お客さまから受領した貸与HDDに通常の使用に起因する劣化や毀損を超える劣化や毀損を当社が確認した場合。
3. 当社は、貸与HDD又はお客さまHDDの受領、送付過程で発生した当該HDD内のデータ等の漏洩について、一切の責任を負わないものとします。

第7条（本件作業完了の通知及び検査）

1. 本件作業は、当社のウェブサイト又は当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定める本件作業の手順（以下、「本件作業手順」という。）どおり行われた時点で完了したものとします。
2. 当社は、本件作業が完了した場合、その旨を電子メールでお客さまに通知します。
3. お客さまは、当社が前項の通知を送付した日から2週間以内に仮想マシンの動作の正常性の検査を行い、当社に対して検査結果を通知するものとします。
4. 前項に定める期間内にお客さまから通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。
5. お客さまは、第3項に定める期間内において仮想マシンの動作に異常がある旨を当社に対して通知した場合、本サービスを利用して仮想マシンをインポートするため新規に申し込んだ基本サービスの利用契約（以下、「基本サービス利用契約」という。）を将来に向かって解除することができるものとします。その場合、当社は、基本サービス利用契約の料金のうち、仮想サーバーを構築するためのコンピューティングリソース（ハイパーバイザー、ストレージ）及び当社提供のネットワーク（他社が提供するネットワークを含みません。）を利用できるサービスの料金を返金します。当社は、基本サービス利用契約の解除に関して、本項に定める返金以外のいかなる責任も負うものではありません。本項は、基本サービス利用契約の解除に関連してお客さまに生じた損害に対する当社の責任の一切を定めたものであり、当社は本項に定める返金以外、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
6. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければならないとします。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

第8条（データ等のバックアップ）

1. お客さまは、データ等の滅失又は損傷に備えて、お客さまの責任でその複製を行うものとします。
2. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等の滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
3. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。

第9条（本件作業完了後のHDDの返却等）

1. お客さまがデータ等を格納したお客さまHDDを当社に発送する場合、当社は本件作業完了後2週間以内にお客さまHDDをお客さまに返却します。お客さまは、当該期間内にお客さまHDDの返却を確認できない場合、期間満了日から5営業日以内に当社にお知らせください。お客さまが、返却されたお客さまHDDに通常の使用に起因する劣化や毀損を超える劣化や毀損を確認した場合、お客さまHDD受領後5営業日以内に当社にお知らせください。
2. 貸与HDD内のデータ等は、本件作業終了後にすべて削除します。当社は、お客さまの要望がある場合、貸与HDD内のデータ等を削除したことを証明する当社所定の書面（PDF等の電磁的記録を含む。）を有償で発行します。
3. 当社は、お客さまHDDの返却過程で発生したお客さまHDD内のデータ等の漏洩について、一切の責任を負わないものとします。

第10条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、本件作業が完了に至るまでの間、将来に向かって本サービスの解除を行うことができません。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

第11条（契約不適合責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項その他本サービスに関する事項について当社が何らかの契約不適合責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
 - (1) 本件作業終了後において仮想マシンが本件作業前の状態と異なることなく動作すること。
 - (2) 本サービスが一定の品質を備えること。
 - (3) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (4) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本利用規則は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの契約不適合責任を負う旨を定めるものではありません。

第12条（免責）

当社は、本サービス自体により又は本サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第13条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用規則の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本利用規則に同意したお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、本サービスの利用料金としてお客さまが当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 本利用規則における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 本サービスの目的物に契約不適合があるとき（本利用規則へのお客さまの同意が請負契約の性質を有する場合には、本サービスの仕事の目的物に契約不適合があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第14条（本件作業に伴うお客さま仮想基盤の一時停止）

本サービスを提供するための本件作業に伴うお客さま仮想基盤の停止時間は、基本サービスの利用不能による料金の返金に係るサーバー稼働率の算出の基礎にはなりません。

第15条（調査への協力）

本件作業の結果、仮想マシンの移行において不調（以下、「エラー」という。）を来す場合があります。当社は当該エラーの原因調査を行う場合がありますが、お客さまは、当該調査のために必要な範囲で、当社が仮想マシンを利用することを許諾するものとします。なお、当社は、当社が本件作業を本件作業手順どおり実施したことを確認した場合、エラーに関する如何なる対応を行う義務を負うものではありません。

第16条（本サービス及びお客さま仮想基盤の停止）

1. 当社は、お客さまが本利用規則の規定に違反する行為を行っているとき又は本サービスの提供のために緊急の必要があるときは、直ちに無催告で本サービスの提供及びお客さま仮想基盤を停止することができるものとします。
2. 当社は、お客さまに提供するお客さま仮想基盤がDDoS攻撃等、第三者による攻撃を受けた場合

には、お客さまに事前に通知することなく、お客さま仮想基盤の停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を取ることがあります。

3. お客さまは、前二項により当社が本サービスの提供及びお客さま仮想基盤を停止した場合であっても、本サービスが有償である場合、その間の分の利用料金を支払わなければなりません。前二項により定めた当社の措置のためお客さまに生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、相手方に対して、お客さまが本利用規則に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（以下、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 暴力団関係企業
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (4) 前各号に準じるもの
2. 当社及びお客さまは、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
3. 当社及びお客さまは、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができます。
4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第18条（分離可能性）

1. 本利用規則の各条項の全部又は一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該条項の無効と判断された部分以外の部分の規定は、有効とします。
2. 本利用規則の各条項の一部が、あるお客さまとの関係で無効とされ、又は取り消された場合であっても、その他のお客さまとの関係においては、本利用規則は有効とします。

第19条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用規則の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用規則に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

第21条（本利用規則の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本利用規則を変更することができます。
 - (1) 本利用規則の変更が、お客さまの一般の利益に適合する場合。

- (2) 本利用規則の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による本利用規則の変更にあたり、変更後の本利用規則の効力発生日の前に相当な期間をもって、本利用規則を変更する旨及び変更後の本利用規則の内容とその効力発生日を当社が適当と認める方法によりお客さまにお知らせします。
3. 当社がお客さまに変更後の本利用規則の内容を通知し、変更後の本利用規則の効力発生日以降にお客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは本利用規則の変更に同意したものとみなします。

第22条（言語条項）

本利用規則は日本語で作成されます。ただし、日本語以外の言語で作成される場合があります。如何なる場合においても、日本語で作成された本利用規則が、他の言語で作成された本利用規則に優先するものとします。

附則（2020年9月24日実施）

本利用規則は、2020年9月24日から実施します。

Ver1.0